



によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第九項中「租税特別措置法」を「平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「並びに」を「並びに平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定による改正前の租税特別措置法」に改めることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同条第十一項中「租税特別措置法第六十六条の四第二十五項及び」を「平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十五項及び平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に改める。

(所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第一百二条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一百九条第五項の表第一項の項の次に次のように加える。

第一項の表 の第二号	第十五条の二の三	第十五条の二の四
---------------	----------	----------

附則第一百九条第五項の表第四項から第七項までの項の次に次のように加える。

第八項	前条第六項	所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置 法第五十五条の二第三項
-----	-------	--

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改  
正）

第一百三条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平  
成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十五条第二項中「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条  
の規定による改正後」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）第十一条の  
規定による改正前」に、「平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十一年旧租税特別措置法」に改め

る。

附則第八十二条第二項中「平成二十九年新租税特別措置法」を「平成三十一年旧租税特別措置法」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九十三条第二項の表第三項から第七項までの項の次に次のように加える。

第九項 第五十五条の二第三項	所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)第十一條の規定による改正前の租税特別措置 法第五十五条の二第三項
附則第一百十六条第二項の表第一項第二号及び第三項から第五項までの項の次に次のように加える。	
第八項 第六十八条の四十三の二第一 四項	所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)第十一條の規定による改正前の租税特別措置 法第六十八条の四十三の二第四項

第一百五条 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち所得税法第二百二条の六の改正規定中「第二百三条の六」を「第二百三条の七」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条第十九項の改正規定中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十四項」に改める。

第十五条のうち、租税特別措置法第四十一条の二の二第三項の次に三項を加える改正規定中「十三年内」を「十三年内」とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に改め、同条に一項を加える改正規定中「八年内」の下に「（第四十一条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、十一年内）」を加え、「第四十一条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十五条のうち租税特別措置法第四十一条の三の二第二十項の改正規定中「十三年内」を「十三年内」とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に、「とする」を「」を「とする」を「」に、「八年」」を「八年内（第四十一条第十三項又は第十

六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には、「十一年内」に、「三年」と、「第四十一条第一項」とあるのは「同条第一項」を「三年内」に改める。

附則第一条第八号口中「第四十一条第十九項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第十一号中「第二百二条の六」を「第二百二条の七」に改める。

附則第十七条の見出し中「源泉徴収等」を「源泉徴収」に改め、同条中「第二百二条の六」を「第二百三条の七」に改める。

附則第二十五条第一項中「とする」を「と、同条第九項中「第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等）に規定する特定普通法人等」とあるのは「普通法人又は協同組合等」と、「当該特定普通法人等」とあるのは「当該普通法人又は協同組合等」とするに改める。

附則第二十八条第三項中「新法人税法第十条の三第一項に規定する特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

附則第八十九条第二項及び第一百五条第二項中「新租税特別措置法」を「租税特別措置法」に、「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六条 前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律（以下この条において「新平成三十年改正法」という。）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる新平成三十年改正法第二条の規定による改正前の法人税法第五十三条第九項の規定は、施行日後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなつた特定普通法人等については、なお従前の例による。

2 新平成三十年改正法附則第二十八条第三項の規定は、施行日後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用し、施行日以前に公益法人等に該当することとなつた特定普通法人等については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第一百七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の六の六第二十項」の下に「、第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六の十第二十八項」を加える。

## (輸出入取引法等の一部改正)

第一百八条 次に掲げる法律の規定中「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

一 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十七条第三項

二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第四十九

条の九第三項

三 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第四十六条第二項

（住民基本台帳法の一部改正）

第一百九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十四の二の項の次に次のように加える。

四十四の三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年の管理又は同条第二項の加入者の個人番号等の提供に関する事務

法律第七十五号）第二条第二 であつて総務省令で定めるもの

項に規定する振替機関

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第一百十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第一号中「四十七年」を「四十九年」に改める。

第八十一条第一項中「同条第一項」を「同項」に、「から同条」を「（以下この項において「差額課税額」という。）から同条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「控除した」の下に「金額又は当該差額課税額に同条第二項の規定により控除され、若しくは控除されるべき若しくは還付され、若しくは還付されるべき内国消費税に相当する金額を加算した」を加える。

第八十二条中「四十八年」を「四十九年」に改め、「受けていた課税物品」の下に「（当該変更又は廃止があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額がこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を超えるものに限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の日から起算して四十九年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減に關

する措置の変更があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品（前項の課税物品を除く。）を所持する者がある場合には、当該課税物品については、政令で定めるところにより、その者を当該課税物品の製造者と、当該所持する場所を課税物品の製造場と、その者が所持する課税物品を当該変更があつた日にその者の当該課税物品の製造場に戻し入れたものと、それぞれみなして、当該戻し入れたものとみなされた当該課税物品に係る内国消費税の額に相当する金額を前項の規定により課されるべき内国消費税の額から控除し、又は還付する。この場合において、当該課税物品に係る控除され、又は還付されるべき内国消費税の額に相当する金額は、当該変更があつた日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額から当該変更があつた日に当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百十一条 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第一項及び第四項の酒類の製造場及び保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、これらの規定に規

定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第一項から第十三項までの規定は、適用しない。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第一百十二条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「若しくは久米島」を「久米島若しくは下地島」に改め、「奄美群島振興開発特別措置法」の下に「（昭和二十九年法律第百八十九号）」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第一百十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十項、第七十条の二の二第十三項」を「第三十五項、第七十条の二の二第十五項」に、「所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める。

別表第一の三十八の項の次に次のように加える。

三十八の二　社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項 に規定する振替機関	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--	--

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第一百四条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一百三十条を次のように改める。

第一百三十条 削除

(罰則に関する経過措置)

第一百十五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。